

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

世羅町長 奥田正和

市町村名 (市町村コード)	世羅町 (462)
地域名 (地域内農業集落名)	伊尾地区 (上組,片田,中組,高田,桑原,山田,甲斐村,高村,本地,下津谷,駅前,小谷,八田原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

集落法人が水稻を中心に営農しつつ、他の認定農業者とともに地域の方々と連携して集落を守っている。それ以外の農業者は、現在の地域で農地を守りながら有害鳥獣対策を行い農地が荒廃するのを防いでいるが、中山間地での農業は負担も多く現状を維持するのが精一杯となっている。離農が見込まれる農家は、高齢であることに加え後継者がいないため畦畔管理が困難となり離農されるケースが増えつつある。また、用排水路の老朽化により管理に苦慮している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は、個人経営での農業は相当減少することが予想される。地域の財産、原風景を守り、地域づくりを進めるには農地が担い手である法人に農地を集約することでさらに米の高付加価値化を高め法人等の経営を向上させる必要がある。

中心となる経営体は、水稻を主体として、麦、大豆、野菜の栽培を行い、農地を集積することによる効率的な作付け計画を立て、省力化・低コスト化の生産を目指す。

加工部門では大豆を利用した味噌作りや、キャベツ、白菜等の加工販売を推進する。

農薬・化学肥料当地比5割減を目指し、また、無農薬・有機肥料による水稻栽培の高付加価値の取組みを推進し、コスト削減の取組みも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	200 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	114 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

--

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
規模拡大意向の集落法人や認定農業者への集積を進めるとともに、新規就農者への新たな貸付や経営移譲も農地の所有者の意向を踏まえて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
受け手未定の農地は、条件の悪いことが多く機構の活用が難しい場合もあるが、所有者の意向を踏まえた上で、中間管理機構を活用して地域の既存法人や認定農業者、新規就農者等の新たな担い手への集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、水路の補修や管理を多面的機能支払や中山間地域直接支払交付金事業を活用しながら実施を検討する。 水路の老朽化による漏水等が発生しているため、補助金等により修繕・改良を検討する。また、畦畔の見直すことにより圃場の大型化、圃場整備等について同意が取れれば検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や世羅町担い手協議会と連携し、新規就農に向けた研修生の受け入れを行うとともに、農地はもちろんビニールハウス等農業用施設の継承についてもあらかじめその可能性を検討し、新規就農者の積極的な受け入れを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区内の農作業委託については、必要に応じて農業支援サービス事業体へ農作業委託を行い、作業の効率化を図る

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、町補助金等を活用し侵入防止柵の設置を行う。
⑦守るべき農地については保全・管理を行うが、条件不利地で今後の営農が困難である場合は地域合意の元、計画的な非農地化も検討する。